

## 私立学校法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 私立学校審議会の構成の見直し

私立学校審議会の委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命することとするほか、委員の資格、構成割合、推薦手続等は、都道府県知事の判断に委ねること。（第十条及び第十一条関係）

### 第二 理事会の設置等学校法人の管理運営制度の改善

一 学校法人設立時の寄附行為の認可申請に当たつての当該寄附行為の記載事項として、新たに役員の数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を加えること。（第三十条関係）

二 学校法人に理事会を置き、理事会は、学校法人の業務を話し、理事の職務の執行を監督することとするほか、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めること。（第三十六条関係）

三 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとする。（第三十七条第一項関係）

四 理事は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理すること等とするほか、民法第五十四条（代表権の制限）を準用しないこととする。（第三十七

条第二項及び第四十九条関係)

五 監事の職務として、新たに学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えるほか、理事会の設置に伴う所要の規定の整備を行うこと。(第三十七条第三項関係)

六 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねてはならないこととする。(第三十八条第四項及び第三十九条関係)

七 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならないこと等とすること。(第三十八条第五項及び第六項関係)

八 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととすること。(第四十二条第一項関係)

九 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととする。(第四十六条関係)

### 第三 財産目録等の閲覧制度の創設等

一 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならないこととする。 (第四十七条第一項関係)

二 学校法人は、前記一の書類及び監査報告書(以下「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、在学者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととする。 (第四十七条第二項関係)

三 学校法人の理事等は、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときは、二十万円以下の過料に処することとする。 (第六十六条関係)

第四 その他関係規定の整備を行うこと。

第五 施行期日等

一 この法律は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行すること。ただし、施行日前に設立された学校法人の寄附行為変更に係る改正規定は、公布の日から施行すること。(附則第一条関係)

二 私立学校審議会の委員の任命並びに学外者からの役員の選任及び評議員会の同意を得て行う監事の選

任に係る改正規定は、施行日以後に行われる委員の任命及び役員を選任について適用すること。（附則第二条及び第五条関係）

三 施行日前に設立された学校法人で、当該学校法人の寄附行為に前記第二の一の定めのないものは、平成十八年三月三十一日までに、これらの事項について寄附行為をもって定めなければならないこととする。（附則第三条関係）

四 評議員会に対する事業の実績の報告、事業報告書及び監査報告書の作成及び事務所への備付け並びに財産目録等の閲覧に係る改正規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る事業の実績及び財産目録等について適用すること。（附則第四条、第七条及び第八条関係）

五 事業計画に関する評議員会からの意見聴取に係る改正規定は、施行日以後の期日を期間の始期とする事業計画について適用すること。（附則第六条関係）

六 私立学校法の一部改正に伴い、地方自治法の一部を改正すること。（附則第九条関係）